【差押物件（土地）公売】

誓　約　書

加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

なお、加西市長がこの誓約書の写し（別紙の役員一覧表を含む。）を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提出すること、加西市長が警察署長に下記1及び2に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を加西市長が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は他の契約担当者若しくは加西市病院事業管理者に提供することについて同意する。

記

1　条例第2条第1号で規定する暴力団又は条例第2条第2号で規定する暴力団に該当しないこと。
2　条例第2条第3号で規定する暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
3　上記1及び2に違反したときには、売買契約の取消しその他の加西市長が行う一切の措置について異議を述べないこと。
4　加西市長が暴力団及び暴力団員等に該当するかを確認するために、その役員等についての名簿その他の情報の提供を求めた場合には、その役員等の承諾を得て速やかに必要な情報を加西市長に提出すること。

年　　月　　日

加西市長　　様

住　所
（所在地）
氏　名
（法人名）
（代表者名）　　印

○加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）抜粋

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

（２）　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

（３）　暴力団密接関係者　次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア　暴力団員が役員（法第９条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者

イ　暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

ウ　次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

（ア）　自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用する行為

（イ）　暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

（ウ）　（ア）又は（イ）に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ　アからウまでに掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者

（４）　省略